

国家質量監督檢驗檢疫總局



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： www.iippf.jp
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)
知的財産保護官民合同訪中代表团に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部
TEL: 6528-2781
FAX: 6528-2782

2006年6月

国家質量監督検査検疫総局 御中

国際知的財産保護フォーラム
偽劣品対策委員会
座長 宗国 旨英

偽劣品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）偽劣品対策委員会は、偽物製品に製品安全の問題が多く発生していることから、過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月）、貴総局を訪問させて頂き、双方懸案の問題に関する建設的な対話をさせて頂きました。このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPF は、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善していくという方向に歩み出しております。実際に昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。

また、貴総局および貴総局の地方行政機関による製品品質の劣る偽劣品を製造・販売する企業に対する常日頃の粘り強い取締りに大変感謝しております。

さらに、2005年11月に「偽造防止マーク製品生産許可証実施細則」が公布され、大いにその成果に期待をしております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全169メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）製品品質の劣る偽劣品製造・販売行為参入および悪質な繰り返し行為抑止のための行政執行力の強化、（2）原産地虚偽表示の取締り強化を取り上げさせて頂いており、本建議内容について貴総局と対話できればと希望しているところです。

貴総局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が双方懸案の問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の2点を優先的建議事項としております。

なお、これらの建議事項は、正当に事業活動を行っている中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 製品品質の劣る偽劣品製造・販売行為参入および悪質な繰り返し行為抑止のための行政執行力の強化
2. 原産地虚偽表示の取締り強化

優先的建議事項 1. 製品品質の劣る偽劣品製造・販売行為参入および悪質な繰り返し行為抑止のための行政執行力の強化

- (1) 過料の高額化 及び 繰り返し製品品質の劣る偽劣品製造・販売行為を行う者に対する累進的な処罰制度を導入していただきたい。
- (2) 違法行為データベースの積極的な活用により、他機関との更なる連携を図っていただきたい。
- (3) 行政処罰決定書発行の徹底及び迅速化、押収品の処分結果の通報者への通知

(1) 過料の高額化 及び 繰り返し製品品質の劣る偽劣品製造・販売行為を行う者に対する累進的な処罰制度を導入していただきたい。

中国においては、司法機関以外に「行政」による製品品質の劣る偽劣品の取締りが実行されており、質量監督検査検疫総局及び地方質量技術監督局は、我々日系企業にとって、きわめて頼りになる存在となっているものと認識しています。

一方で、製品品質の劣る偽劣品の蔓延はとどまることのない気配ですが、その原因が当局の対策の不備というより、ひとえに「製品品質の劣る偽劣品を製造・販売する業者数が圧倒的に巨大である」という実態にあることは明白です。

製品品質の劣る偽劣品製造・販売業者は、過料などのリスクよりも得られる利益が大きいため偽劣品の製造・販売行為を行うのであり、したがって、まず新たに偽劣品の製造・販売行為を行う者が出て来ないようにするためには、期待される利益よりも大きなリスク(過料)を用意することが最も効果的です。

過料については、製品品質法に以下のとおり、規定されています。

第 49 条 人体の健康、人身及び財産の安全を保証する国家基準、業界基準に合致しない製品を製造、販売した場合、…、違法に製造、販売した製品の価値(販売済み及び未販売の製品を含む。以下同様とする。)と同額以上3倍以下の過料に処する。

第 53 条 製品の原産地を偽造した場合、他人の工場の名称及び工場所在地を偽造又は冒用した場合並びに認定標章等の品質表示を偽造又は冒用した場合、…、違法に製造、販売した製品の価値と同額以下の過料に処する。

第 54 条 包装がある製品の標章が本法第 27 条第 4 号、第 5 号の規定に合致しない場合、…違法に製造、販売した製品の価格の30%以下の過料に処す。

しかしながら、偽劣品の製造・販売が後を絶たない現状に鑑みると、現在の製品品質法

に規定された過料は、不法に享受できる利益と比較しても行政罰としての過料が相対的に軽く、抑止力として機能していないと考えられます。過料を高額にすることにより、新規に参入してくる偽劣品製造・販売業者を食い止める効果を求めることができると考えます。

2005年11月にIIPPFが実施したアンケート調査の結果からも、偽劣品製造・販売業者は摘発された直後でも、容易に継続的に生産していることが多く、被害対応に苦慮している日系企業が減少しておりません。

経験を積んだ偽劣品製造業者は、製造時間を変えたり、製造場所を変えたり、会社名を変えたり、巧妙かつ悪質になりがちです。

このような繰り返し製品品質の劣る偽劣品を製造・販売する業者が、「初心者」より悪質であることは明らかです。このように製品品質の劣る偽劣品の製造・販売行為を繰り返す悪質な業者に対しては初めて行政処罰を受ける場合よりも高額な過料を科すことで大きな抑止が期待できると考えます。1回目より2回目、2回目より3回目の過料が高いという状況は製品品質の劣る偽劣品の製造・販売業者にとって脅威となることは間違いありません。

そこで、製品品質の劣る偽劣品による不正な事業活動への参入を防止するために、現在の過料額を、偽劣品製造・販売行為の抑止効果が期待できる水準に引き上げること、並びに、偽劣品製造・販売行為を繰り返す悪質な業者に対しては、2回目以降の違法行為に対して、違法行為の繰り返しの回数に応じた累進的な過料額を科すことをご検討いただきたいと考えます。

また、実際に適用される過料の金額について、その運用に幅があります。全国で共通の抑止力ある罰則の適用をお願い申し上げます。

さらに、2回目以降の偽劣品製造・販売行為に対しては、偽劣品の押収のみでは、抑止につながりません。偽劣品のみならず、必ず、使用された金型等生産するための付帯物の押収まで行い、かつ、使用された生産設備は、継続的に容易に偽劣品が製造できないよう、一定期間、生産が停止されるよう営業停止、さらには、製造行為ができなくなるよう営業許可の取り消し、営業行為の不許可といった、より厳格な処罰を科すことを制度化することについてもあわせてご検討いただきたいと思えます。

(2) 違法行為データベースの積極的な活用により他の機関とのさらなる連携を図っていただきたい。

特に偽劣品製造を繰り返す者へ累進的に過料や付帯措置を科すことについては、特定の者が社名を変えて侵害行為を繰り返すことも横行していることから、対象となる「個人」の処罰歴が管理されることが大前提です。工商行政管理局では、「金信」プログラムによって、すべての企業の経営活動の中で違法行為履歴を記録するシステムを構築していると伺いました。繰り返される違法行為者の取締りの前提は違法行為履歴の記録による管理が前提となります。貴総局においても、同様の仕組みを構築されているものと思っておりますので、積極的な活用を希望します。

さらに、公安部や工商行政管理局など他の取締機関においても同様のデータベースがある場合は、これらの機関と連携を図りながら摘発を進めるとともに、これらの機関によつ

て行なわれた過去の処罰歴も同様に行為の悪質さを量るうえでの要素として斟酌できるよう関係機関との調整、ご検討をお願いいたします。

この点について、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」の、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』との記載については、連携強化のために、是非とも実施して頂きたい。

地方保護主義を排し、全国画一の基準の確立と適正な執行の確保をしていただきたい。

2002年にIIPPFが実施したアンケート調査の結果では、23社の企業が地方保護主義を感じており、実際に工商行政管理部門での情報漏洩などの事例が報告されました。2005年11月にIIPPFが実施したアンケート結果におきましても、依然として20社の企業が知的財産侵害行為の取締りにあたって地方保護主義を受けたとの報告がされており、具体的な事例として、工商行政管理局で5事例、質量技術監督局で4事例、公安局で2事例が報告されております。地域では広東省の4事例が一番多く、次いで浙江省の2事例となっております。ひきつづき地方保護主義の廃絶にご尽力をお願い致します。

(3) 行政処罰決定書発行の徹底および迅速化、押収品の処分結果の通報者への通知

通報者にとって、製品品質の劣る偽劣品製造・販売業者の摘発の顛末を的確に把握することは非常に重要です。現在多くの場合において摘発後の行政処罰決定書が発行していただいておりますが、2005年11月にIIPPFが実施したアンケート調査の結果では、摘発後の行政処罰決定書が発行されない、或いは発行までに時間がかかるケースが多数報告されています。権利者が行政処罰決定書を適切に入手できるよう行政処罰決定書発行について法的な裏付けを確立していただければ幸いです。

また、行政罰が決定されるまでの期間が長いと、当該者は逃亡等宛先不明になることが考えられます。貴総局が取締成果を上げられるためにも、行政罰決定が迅速になるよう、期間短縮のための施策実施を建議します。

その他、押収された偽劣品の廃棄処分がいつ、どのようにされたか、についても同様に通報者にとっては、重要な情報であり、これについても情報提供をいただけるようお願いいたします。

優先的建議事項2. 原産地虚偽表示の取締り強化

製品やパッケージに「Japan」の文字を用い、原産地を誤認させたり、または原産地を偽っている製品があとをたちません。さらなる取締り強化をお願いします。

製品の中には、原産地を表示せず、「Japan」、「Licensed by Japan」、或いは「Technology of Japan」などと表示して、消費者に原産地を誤認させるものがあります。また、原産地を偽ったり、原産地表示が製品と別のシールを貼って、ちぐはぐになっている場合もありま

す。中国ブランド保護のためにも、さらなる取締り強化を建議致します。

以上